

# 労災二次健康診断等給付制度

厚生労働省は労災保険による「二次健康診断等給付」を設けています。直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓血管疾患(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血・狭心症・心筋梗塞など)を発症する危険性が高いと判断された職員に対して、脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための保健師等による特定保健指導を受診者の負担なく受けることができる制度です。

## 対象者

一次健康診断の結果で

**血圧検査 血中脂質検査 血糖検査 BMIまたは腹囲測定**の4項目全てに**異常値(D3, D1**或いは**基準値を超える)**と判定された方

- ① 脳・心臓血管疾患(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血・狭心症・心筋梗塞など)で**通院中の方は対象外**となります。
- ② 労災保険に**加入していない方は対象外**となります。
- ③ 一次健康診断の**受検日から3か月を過ぎると**, 受検できません。

## 給付内容

### 二次健康診断

- ①空腹時血中脂質検査
- ②空腹時血糖検査
- ③負荷心電図検査または心エコー検査
- ④頸部超音波検査(頸部エコー検査)
- ⑤微量アルブミン尿検査 ※一時健康診断の尿蛋白検査で(±)または(+)の場合

### 特定保健指導

栄養指導 運動指導 生活指導

## 請求手続

「二次健康診断等給付請求書(様式第16号の10の2)」を厚生労働省のHPからダウンロードし、必要事項を記入し人事課に提出、学長の証明を受け、一次健康診断の結果の写しを添付した上で、二次健康診断等給付医療機関を受検してください。

二次健康診断等給付請求書,医療機関の詳細は**保健管理センターHP**からご覧いただけます。 <http://www.hac.niigata-u.ac.jp/diagnosis.html>



詳細については総務部労務福利課までご連絡ください。(262-6037)